平成２２年（フ）第５１６号
神戸市須磨区戎町２―３―13　第二テルアキビル405、申立時の住所兵庫県西宮市津門住江町８番16―1310号
債務者　村上紀代子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６１０号
兵庫県尼崎市常松２丁目４番１号セラヴィムコ203号
債務者　佐伯　俊二
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６１９号
兵庫県西宮市甲子園浦風町２番30号
債務者　上村　正二
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６２４号
兵庫県尼崎市武庫之荘本町２丁目４番５号ハイツ横野102号
債務者　西村みわ子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６４４号
兵庫県尼崎市長洲本通２丁目９番68号
債務者　永山こと　崔　　正秀
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６４５号
兵庫県尼崎市長洲本通２丁目９番68号
債務者　永山こと　趙　　秀子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２０２号
兵庫県明石市魚住町清水554番地の６
債務者　大西　富夫
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２１７号
兵庫県明石市大久保町大窪1637番地の７
債務者　影田　幸吉
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２１８号
兵庫県明石市大久保町大窪1637番地の７
債務者　影田美和子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２３６号
神戸市西区樫野台５丁目２番地Ｃ―302号
債務者　諸石　能康
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２３７号
神戸市西区樫野台５丁目２番地Ｃ―302号
債務者　諸石　美樹
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２３９号
神戸市西区天が岡５番地の16
債務者　髙田　義幸
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２４９号
兵庫県明石市大久保町西脇443番地の16
債務者　牧野　紘美
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２５６号
兵庫県明石市魚住町中尾224番地の２　中尾壱番館203号
債務者　春井　秀人
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２７４号
神戸市西区岩岡町岩岡619番地の58　タウンハウス岩岡４―１号
債務者　松繁　　啓
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２８５号
神戸市西区竹の台２丁目16番地の３　１―303号
債務者　仙波小江子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２７８号
奈良県大和郡山市小泉町3647番地12、住民票上の住所奈良県大和郡山市南郡山町８番地11
債務者　乾　　茂子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３４９号
奈良県大和郡山市山田町1221番地１
債務者　川嵜　佳子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　奈良地方裁判所